

先端的 ものづくり企業 誘致助成金

独自技術や新分野開拓等により区内ものづくり企業を**先導する力を持つものづくり企業が工場を取得**又は、**新增設する**場合に要する経費の一部を助成します。



※イメージ

助成対象事業の内容・経費

(1) 工場取得事業

工場の取得費用（土地取得費を含む。）

取得した工場及び工場付帯設備の改修費用（購入費・施工費）

(2) 新規建設事業

工場を新設または増床を伴う改築を行うために必要な経費

（設計費・建設費・土地造成費・測量費）※建築確認を行わないものを除きます。

※この助成金の対象となる工場は次の全てを満たすものとします。

(1) 対象工場の敷地面積は300㎡以上であり、建築面積は100㎡以上であること。

(2) 板橋区内の準工業地域、工業地域又は工業専用地域に立地すること。

助成対象事業者

次のすべてを満たすもの

- (1) 次のいずれかに該当するものづくり企業であり、事前に「事業認定」を受けていること。
 - ア 区内に本社又は事業所の登記があり、区内において1年以上操業する中小企業者
 - イ 区外において、1年以上操業し、新たに区内へ移転し、平成29年2月15日(水)までに操業を開始する中小企業者
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業以外の企業の出資比率が50%を超えないこと。
- (3) 法人住民税及び事業税を滞納していないこと。
- (4) 対象事業による契約の相手方と、親会社等・子会社等の関係ではないこと。
- (5) 本助成金を受けたことがないこと。

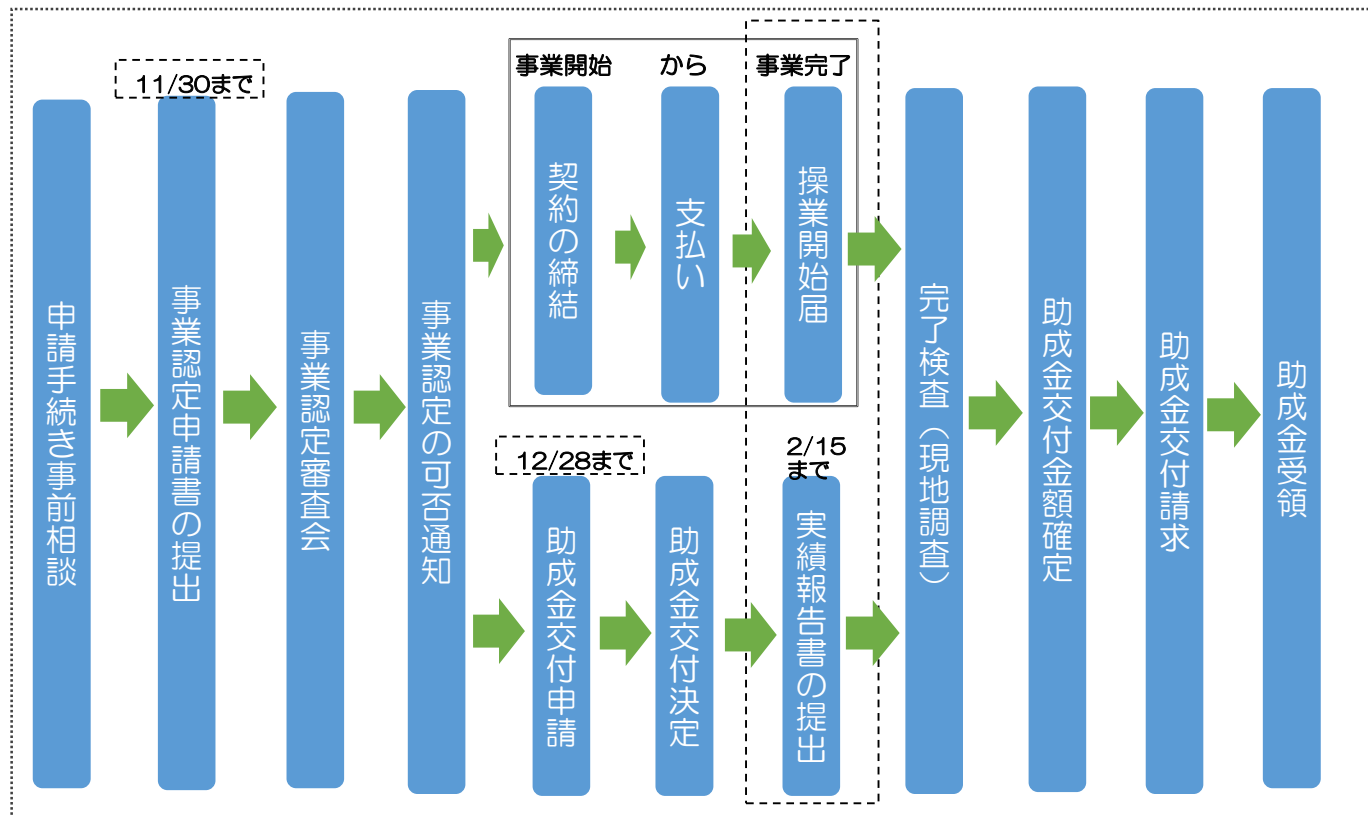
助成率、助成限度額

事業	助成率	助成限度額
工場取得事業	助成対象経費の10分の1以内	1,000万円
新規建設事業	助成対象経費の5分の1以内	

※同一者での申請は1つとします。

※助成件数は、申請状況により異なりますが、予算の範囲内で交付します。

スケジュール



実施要領配布・提出・問合せ先

板橋区産業経済部産業振興課活性化戦略グループ 〒173-0004東京都板橋区板橋2-65-6情報処理センター5階
TEL : 03-3579-2193 FAX : 03-3579-9756 Eメール : sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp

※区のホームページで「板橋区先端的なものづくり企業誘致助成事業」と検索いただき、詳細につきましてはご確認ください。
また、要領・様式等のダウンロードも可能です。